

令和8年度 償却資産(固定資産税)の申告について

下 田 市

下田市の税務行政に関しましてご理解ご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、下田市内において事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

つきましては、この記入要領をご覧のうえ、期限までに必ず申告をしていただきますようお願いいたします。

申告をしていただく方

令和8年1月1日現在で、下田市内において事業用の償却資産を所有している法人または個人。

申 告 期 限

令和8年2月2日(月)

※期限厳守

〔事務処理上、令和8年1月16日(金)までの提出にご協力をお願いいたします〕

電子申告(eLTAX)^{エルタックス}が便利です

eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを通じて、手軽に地方税の申告が可能です。

複数の地方公共団体に資産をお持ちの場合でも、一度の操作で各自治体に申告書を一括送信できます。詳しくは「eLTAX 地方税ポータルシステム」のホームページをご覧ください。

～ お 知 ら せ ～

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

以下の〈太陽光発電設備にかかる設置者および発電規模別の課税区分〉をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

〈太陽光発電設備にかかる設置者および発電規模別の課税区分〉

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	<u>家屋の屋根などに経済産業省の認可を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量分又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。</u>	<u>売電するための事業用資産とはなりません</u> ので、償却資産としては課税の <u>対象外</u> となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の <u>対象</u> となります。	
法 人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の <u>対象</u> となります。	

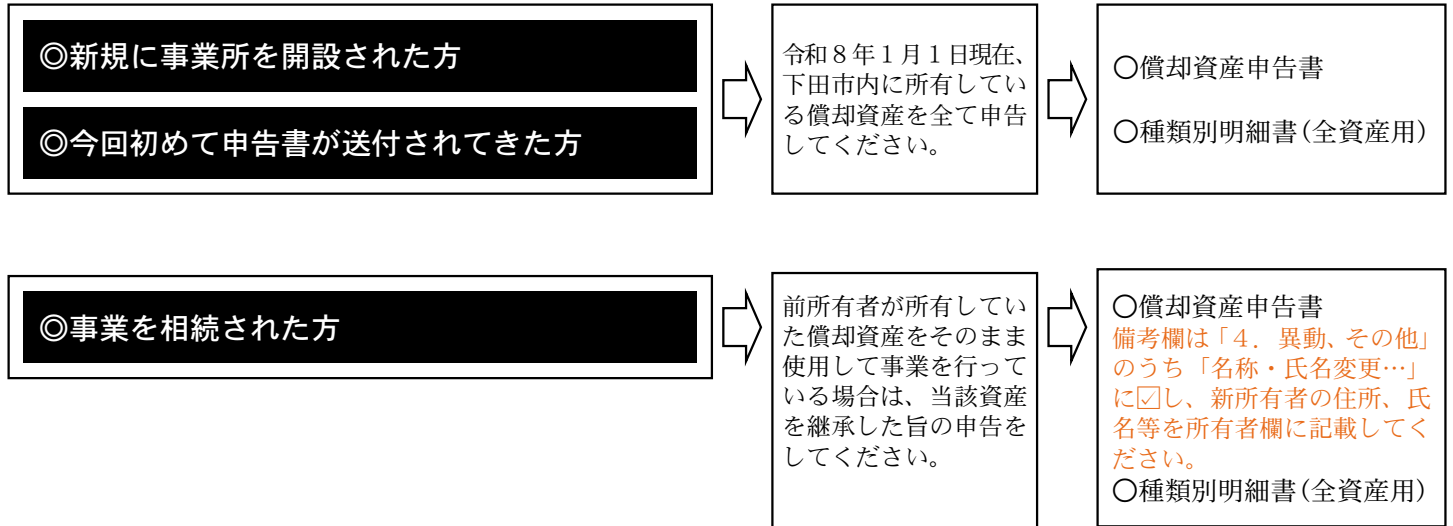
申告の方法と提出書類

＜申告していただく方＞

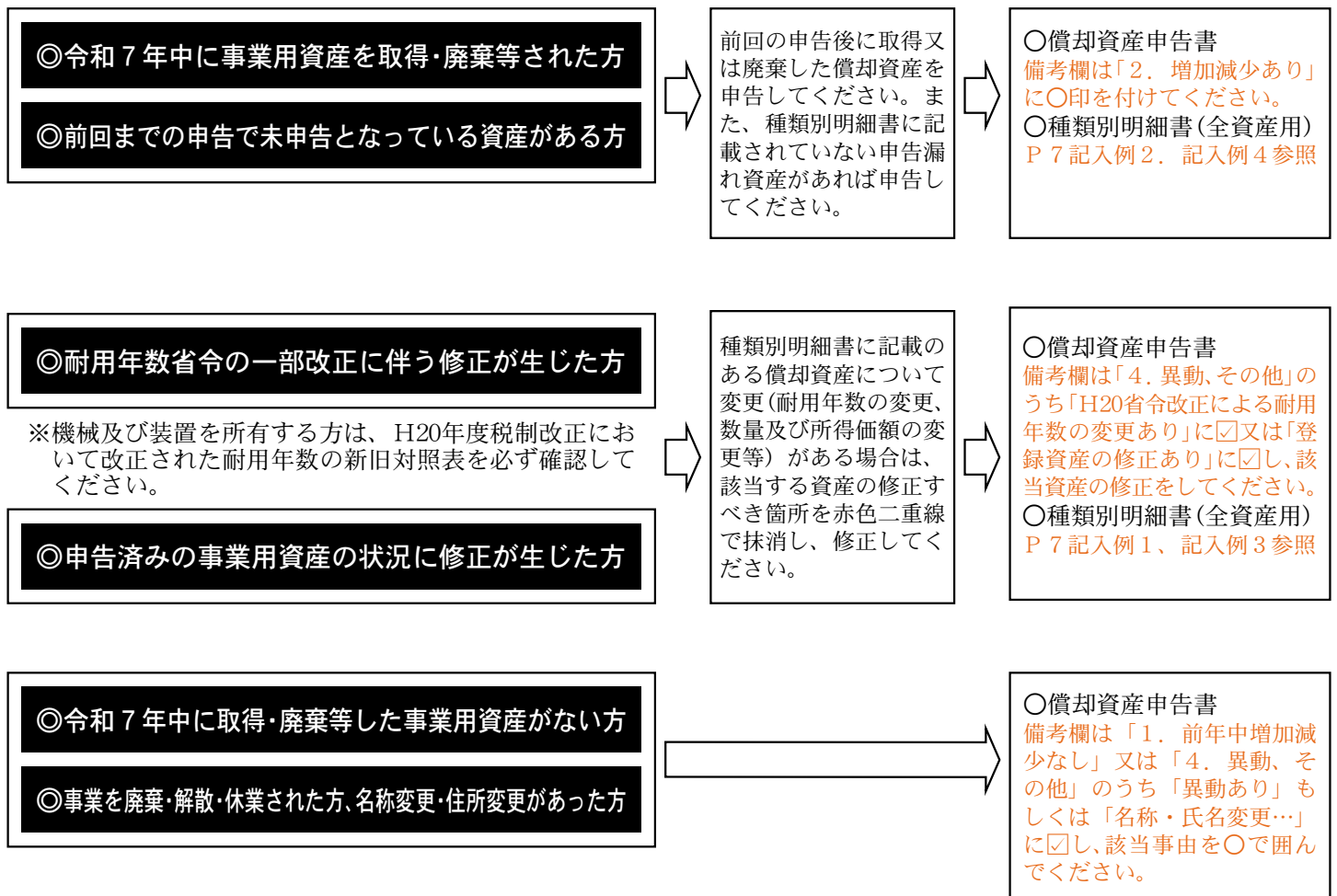
＜申告する内容＞

＜提出する書類＞

初めて申告をされる方



これまでに申告をされている方



※特例等がある場合はこれを証明する書類を提出してください。

固定資産税の課税対象となる償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業用の資産です。（ただし鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。）

申告が必要な資産

- 耐用年数が1年以上で、かつ、1個（1組）当たりの取得価格が10万円以上の資産
- 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円未満であっても固定資産（個別償却）として計上しているもの
- 減価償却が終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産（償却済資産）であっても、現に事業のために使用されているもの
- 遊休、未稼働資産であっても、いつでも事業のために使用できる状態にあるもの
- 事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産
- 他の事業者に事業用の資産として貸付けているもの
- 割賦販売で購入された資産（リース資産であっても契約内容が割賦販売と同様である資産）
- 租税特別措置法を適用して、即時償却した資産
- 資本的支出（改良費）は、本体部とは別に新たな資産の取得として申告してください
- 貸借人が賃借している家屋に設備している事業用造作設備・建物附属設備・内装及び改装費
- 建設仮勘定で計上している資産であっても、令和8年1月1日現在事業のために使用されているもの
- 大型特殊自動車（自動車税、軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具 車両ナンバーの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」又は「9」、「90～99」、「900～999」であるもの）
- 福利厚生のに供するもの（社宅、宿舍、寮等福利厚生施設に設置された構築物、器具、備品）

申告の必要がない資産

- 耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に参入されたもの
- 取得価額が20万円未満の償却資産で一括して3年間で均等に償却する資産
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形固定資産（営業権、特許権、電話加入権、漁業権、ソフトウェアなど）
- 用途廃止資産（解体されていないだけで、今後も使用されない資産）
- ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- 果樹、馬、牛、その他の生物（但し、鑑賞用・興行用の生物は申告が必要）
- 減価償却を行わない絵画・骨董品等の美術品（複製品は除く）
- 原状回復費用としての家屋修繕

令和元年の国土交通省告示により、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機等、農耕作業用の小型特殊自動車で、最高速度35km/h未満のものは、償却資産の申告対象から軽自動車税種別割の課税対象へ変更となりました。そのため、上記の資産は令和8年度償却資産申告書には記載せず、下田市役所にて軽自動車として申告の手続きを行ってください。

＜償却資産の主な種類と具体例＞

資産の種類	資産の具体例
構 築 物	煙突、橋、門、塀、舗装路面、広告塔、水槽、ネットフェンス、庭園、植木、緑化施設、プール、引湯管、井戸、焼却炉、貯水池等、その他土地に定着する土木設備で家屋と区別させるもの、店舗簡易内装、厨房設備、簡易仮設建物等、家屋の賃借人が施したもの
機 械 及 び 装 置	機械、印刷、食品等の製造用設備、電気、給排水、建設、通信等の設備、ボイラー設備、受変電設備、工作機械、冷凍装置、生産用の動力電気設備等、運搬設備（コンベア、ホイスト、クレーン等）ショベルローダー、ブルドーザー等
船 舶	一般船舶（鋼船、木船）、漁船（魚群探知機、無線機）、モーターボート、貸ヨット、貸ボート等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、トロッコ、台車等 （注）自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税になるものは申告の必要はありません。
工具・器具及び備品	測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等、理容・美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ器具等、机、イス、ロッカー、応接セット、陳列ケース、テレビ、ステレオ、クーラー、ストーブ、冷蔵庫、自動販売機、複写機、計算機、レジスター、看板、金庫、カラオケセット、軽量機、測定機器、光学機器、洗濯機、プレス機、ふとん等、その他業務用備品

＜建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分＞

区 分	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備 １．電灯照明設備 ２．中央監視制御装置 ３．配線設備 ４．変電設備 ５．予備電源設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト等 中央監視制御装置一式 生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線 変圧器、配電盤等一式、キュービクル等 蓄電池設備、発電機等	屋内一般照明器具 一般動力配線 屋内電灯配線
排 水 設 備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
衛 生 設 備	洗濯機、脱水機等	洗面器、大小便器等
ガ ス 設 備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
消 火 設 備	屋外消火栓、屋外貯水槽等	家屋と構造上一体となっている消火栓、スプリンクラー装置、火災報知機等
空 調 設 備	生産事業用の空調設備、ボイラー設備、ルームクーラー等	家屋と構造上一体となっている設備
運 搬 設 備	ベルトコンベア、クレーン等	家屋と構造上一体となっている設備
通 信 放 送 設 備	電話機、交換機、マイクロホン、アンプ、インターホン等	
店 舗 及 び 事 業 用 造 作 設 備	カウンター、陳列棚、ショーウィンドウ等で容易に取り外しのできるもの簡易間仕切等	家屋と不可分になっているもの

賃貸ビルの内装、附帯設備の扱い

賃貸ビルにテナント入居されている方が自己の費用で内装や電気・ガスなどの附帯設備を施している場合、その内装及び附帯設備についてはテナントの入居者から償却資産として申告が必要になります。

分離課税の取扱い

賃貸の建物にテナントとして入居されている方が、自己の費用で内外装や電気、ガスなどの特定附帯設備（通常、家屋の評価対象となるもの）を施工する場合があります。

その際、下田市に届出いただくことにより、建物所有者が負担する家屋の固定資産税とは分けて、テナント所有の償却資産として固定資産税を納めていただくことができます。

このためには、家屋所有者とテナント連名で「特定附帯設備における分離課税に関する届出書」の提出が必要となります。また、申し出の内容が変更になった場合は、「分離申出書に関する異動・廃止等の届出書」の提出が必要となります。

また、上記の申し出を行った後に、通常どおり償却資産申告書の提出もお願いします。次の条件に該当すると思われる方は、ご相談ください。

分離課税が適用となる条件

- 家屋所有者とテナントが異なること。
- テナントが付設した内外装等が事業の用に供されていること。
- 家屋所有者とテナント（特定附帯設備付設者が複数の場合は、その特定附帯設備付設者全員）との合意に基づくものであること。
- 「特定附帯設備における分離課税に関する届出書」の提出があること。

償却資産の対象となる特定附帯設備の範囲

1. 附帯設備：電気、給排水、衛生、ガス、空調、電話、防災、運搬等の建築設備など
2. その他
 - (1) 木造家屋の外壁、内壁、天井、造作、床又は建具
 - (2) 非木造家屋の外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具など

少額の減価償却資産の取扱い

中小企業者等が法人税、所得税の計算時に30万円未満の減価償却資産を費用処理する方法としては、以下のパターンがあり、処理方法により償却資産として申告が必要であるか、ないかが異なります。このうち償却資産として申告が必要なものは(1)(2)、不要なものは(3)(4)です。

- (1) 法定耐用年数による普通償却（通常の減価償却）
- (2) 租税特別措置法による即時償却（30万円未満）
- (3) 3年間で均一に一括償却（20万円未満）
- (4) 少額資産の基準による一時に損金（経費）算入（10万円未満）

償却資産申告書の記入要領

- 用紙はそれぞれ2枚複写となっています。
- 申告書・明細書とも1枚目を提出し、2枚目は控えとして保管してください。
申告書を郵送される方で控えに市の受付印を必要とされる場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- 提出された用紙は電算機処理されます。数字・文字は、枠内にていねいに記入してください。
- 記載事項を修正される場合は、赤色二重線で抹消し、正しいデータを記入してください。

償却資産申告書記入例

令和 8 年 1 月 16 日

令和 8 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

第二十六号様式提出用

受付印

下田市長 様

1. 住所
(ふりがな)
〒0000-0000
△△市△△△ ××-××
(又は納税通知書送達先)
(電話 21-0123)

2. 氏名
シズオカカンコウ カブシキガイシャ
しずおかかんこう
静岡観光(株) 代表取締役 山田太郎
(法人にあっては
その名称及び
代表者の氏名)
(屋号 静岡観光ホテル)

3. 個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
4. 事業種目
(資本金等の額) 10 百万円
ホテル業
5. 事業開始年月
昭和 50 年 6 月
6. この申告に係る
期末日
経理 鈴木花子
(電話 21-0123)
7. 税理士等の
氏名
佐藤春夫
(電話 21-3210)

8. 短縮耐用年数の承認 有・無
9. 増加償却の届出 有・無
10. 非課税該当資産 有・無
11. 課税標準の特例 有・無
12. 特別償却又は圧縮記帳 有・無
13. 税務会計上の償却方法 定率・定額法
14. 青色申告 有・無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	4 300 000			4 300 000
2 機械及び装置	1 120 000		753 000	1 873 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	5 490 000	834 000	762 000	5 418 000
7 合計	10 910 000	834 000	1 515 000	11 591 000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15. 下田市市内における事業所等資産の所在地
① 東本郷1-5-18
②
③

16. 借用資産
貸主の名称等
(有・無) 南北リース㈱
東京都港区六本木1-10-1

17. 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)

18. 備考 (添付書類等)
該当する番号に○印をつけてください。
1. 前年中増加減少なし
② 増加減少あり (別紙種類別明細書を作成)
3. 下田市内に該当資産なし
4. 異動、その他
□ 異動あり (異動事由: 休業、廃業、解散、市内事業所廃止 異動年月: 年 月)
□ 名称・氏名変更、所有者変更、住所変更 あり
※所有者欄の変更箇所を二重線で抹消し、変更後の住所、名称等を記載してください。
□ H20 省令改正による耐用年数の変更あり
□ 登録資産の修正あり
□ 添付書類:

押印は不要です。(任意で押印をしていただいても差し支えありません。)

(ホ)~(ト)欄は、記載の必要はありません。
但し、電算処理により全資産申告を行う事業所は、記載を必要とします。

備考欄について 1~4のうち該当する番号に○印をつけてください。

「4. 異動、その他」に該当する場合は、次のような事項を記載してください。

- ・前年中に廃業・解散・事業所廃止した場合は、その年月。
- ・前年中に所有者の住所・氏名又は名称等に変更があった場合には、新所有者の住所・氏名等 (所有者欄に記載)。
- ・「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称。
- ・特例が適用される資産を所有している場合は、その適用条項。
- ・非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項。
- ・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。

- 6 -

種類別明細書記入例

使用されている資産の状況を確認の上、記入例にならって記入してください。

所有者コード										令和 8 年度										種類別明細書(全資産用)										所 有 者 名										枚のうち									
0 0 7 4 3 9 7 4 6 1																				静岡観光 株式会社										枚 目																			
行番号	資産の種類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月	(イ) 取得 価 格				耐用年数	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 格				課税標準の特例	率	コード	課 税 標 準 額				増加事由	摘 要																									
					年 月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円				十 億	百 万	千	円																											
01	1	00000109	駐車場アスファルト	1	4 6 8			500	000	1	0												1-2 3-4																										
02	1	00000026	テニスコート	1	3 5 6 1 0			3	800	000	3	0											1-2 3-4																										
03	2	00000026	火災報知機	1	4 8 6			420	000		8	0											1-2 3-4																										
04	2	00000125	厨房設備	1	4 1 3			700	000		8 9	0											1-2 3-4	省令改正による 耐用年数変更																									
05	6	00000091	自動販売機(ビール)	1	4 1 3			450	000		5	0											1-2 3-4	7年5月31日 〇〇へ売却																									
06	6	00000117	テレビ	1	0 4 7 2			800	000		5	0											1-2 3-4																										
07	6	00000133	自動販売機(ジュース)	4	4 9 5			1	200	000		5	0										1-2 3-4																										
08	6	00000141	ストッカー	1	4 1 1 1			720	000		6	0											1-2 3-4																										
09	6	00009282	冷蔵庫	8	4 1 3 8			784	000		6	0											1-2 3-4																										
10	6	00010511	ルームエアコン	6 8	4 1 4 6			1 152 536	000 000		6	0											1-2 3-4	使用不能につき 2台廃棄																									
11												0											1-2 3-4																										
12	2		暖房用 ボイラー	3	5 1 8			753	000		1 5 0												①2 3-4	申告もれ																									
13	6		テレビ	1	4 3 1 4			402	000		5	0											①2 3-4	申告もれ																									
14	6		冷凍庫	1	5 7 7			360	000		6	0											①2 3-4																										
15	6		パソコン	1	5 5 1 0			198	500		5	0											①2 3-4	申告もれ																									
16												0											1-2 3-4																										
17												0											1-2 3-4																										
18												0											1-2 3-4																										
19												0											1-2 3-4																										
20												0											1-2 3-4																										
小 計																																																	
1.構造物 3.船舶 5.車両及び運搬具 2.機械及び装置 4.航空機 6.工具・器具及び備品 3.昭和				1.明治 4.平成 2.大正 5.令和 3.昭和				1.新品取得 3.中古品取得 2.移動による受入れ 4.その他																																									

* 記入例 1 耐用年数省令の一部改正に伴う修正が生じた場合

該当する資産を赤色二重線で抹消し、改正後の耐用年数を記入の上、摘要欄に「省令改正による耐用年数変更」と記入してください。

* 記入例 2 事業用資産の廃棄・売却等を行った場合

該当する資産を赤色二重線抹消し、摘要欄に除却年月及び理由(売却・減失・移動)を記入してください。

* 記入例 3 事業用資産の一部に増減があった場合・一部廃棄・売却等を行った場合

該当する資産の修正すべき箇所を赤色二重線で抹消し、修正後のデータを記入してください。

* 記入例 4 事業用資産を取得した場合・事業用資産の申告漏れがあった場合

明細書の余白に記入してください。

個人番号(マイナンバー)について

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認のため、マイナンバーカードや通知カード等、個人番号の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。(郵送でのご提出の場合は、その写しをご添付ください)

耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において機械及び装置を中心に償却資産の耐用年数の見直しが行われました。

これにより、平成21年度分の償却資産の申告から改正後の耐用年数が用いられています。

耐用年数が改正された資産を申告されている方で改正後の耐用年数に修正されていない方は、記入例1のように修正を行ってください。耐用年数が改正された資産につきましては、ホームページ又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。

固定資産税(償却資産)について

償却資産の申告	事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について申告をしていただきます。
申告されない場合	地方税法第386条及び下田市税賦課徴収条例第75条の過料規定が適用される場合があります。
評 価 額	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得された償却資産の評価額 令和8年度評価額＝取得価格×前年中取得分の減価残存率(1－耐用年数に応ずる減価率÷2) 令和7年1月1日以前に取得された償却資産の評価額 令和8年度評価額＝令和7年度の評価額×前年前取得分の減価残存率(1－耐用年数に応ずる減価率)
税率および税額	税率…100分の1.4 税額＝課税標準額×税率 (注)通常は、評価額＝課税標準額になりますが、特例の要件を満たす償却資産については、評価額に一定の軽減率を乗じたものが課税標準額となります
免 税 点	課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。
納 期	1期…4月 2期…7月 3期…12月 4期…2月
課税台帳の閲覧	申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録します。 この課税台帳は税務課資産税係において閲覧できます。

修正申告のお願い

確定申告や決算後等、年度途中に償却資産の調整・申告に誤りがあった場合は直ちに申告いただきますようお願いいたします。

令和7年1月1日以前に取得された資産が申告漏れであり、すべての資産の課税標準額の合計が150万円を超える場合は、遡って税額を修正させていただくことがあります。

－ 申告書の提出・お問い合わせ先 －

下田市役所 税務課 資産税係(償却資産) 〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
TEL 0558-22-2218 内線 284, 285

下田市ホームページにおいて情報提供しています。

「下田市公式HP」→「くらし・手続き」→「税金」→「固定資産税・都市計画税」→「償却資産の申告をお忘れなく」